

習志野市農業委員会総会議事録

平成24年第9回習志野市農業委員会総会は平成24年9月24日（月）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 17名出席 欠席 0名

※16番は欠番

委員氏名（網かけは欠席委員）

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 佐々木秀一	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 10番 伊藤 和彦 11番 相原 和幸

1. 議案審議結果

上 程 件 承 認 8件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午 前 10時 30分

1. 付議事項

- ・議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第39号 農用地利用集積計画第2号（案）について
- ・議案第40号 農用地利用集積計画第3号（案）について
- ・議案第41号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について
- ・議案第42号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- ・議案第43号 生産緑地のあっせんについて
- ・議案第44号 生産緑地のあっせん結果について
- ・議案第45号 習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について
- ・報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	只今より、平成２４年 第９回 習志野市農業委員会 総会を開催いたします。 本日の欠席はございません。 欠員 １名を含め１７名の委員の出席をいただいています。 よって、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第２６条の規定により 議長より指名させていただきます。 １０番 伊藤 和彦委員、 １１番 相原 和幸委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。
議 長	本日の審議案件は、事前にお配りいたしました議案書の 議案第３８号から議案第４４号までと、本日１件追加議案として 議案第４５号を追加しましたので、計８件でございます。 議案第４５号につきましては、期間が定められていますので、 本日、急きょ 追加議案として取り上げさせていただきました。 それでは、議案第３８号から進めます。 議案第３８号 農地法第３条の規定による許可申請について 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	議案に入る前に本日皆様のお手元に議案第４５号ということで、追加議案を１件 配布させていただいております。 これは習志野市市有財産調査委員の任期が、平成２４年１０月７日で満了となる ため来月の総会では間に合わないという事で、今回特別に１件追加させていただ いたものです。こちらにつきましては、後ほど会長より審議をお願いすることにな ります。 それでは、議案第３８号から説明させていただきます。 議案第３８号 農地法第３条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第１０条の規定による許可申請書の提出があったの で、許可について審議を求める。 平成２４年９月２４日提出 １．申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番 ●●●●㎡

議 長	2. 権利の内容 所有権移転 3. 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● 譲渡人 千葉市●●●区●●●●●丁目●番●●号 ●● ●● 以上でございます。 事務局長、ご苦労様です。 次に、調査報告を申請地区の代表といたしまして、 6番 斉藤 健次委員からお願いいたします。
斉藤委員	それでは調査報告をさせていただきます。 議案第38号 農地法第3条の許可申請について調査報告をさせていただきます。調査は9月14日、農業委員13名、事務局2名、●●●●さんの立会いで行いました。 今回の調査は、千葉市に住んでいる、●●●●さん所有の●●●丁目の農地を●●●●さんへ農地法3条の規定により、所有権移転を行うものです。 譲受人の●●●●さんは、自宅から近いこと、●●●丁目に農地を持っていることから、耕作には適した場所ということで取得したいそうです。 今後は根菜や葉物野菜などを栽培していくそうです。 ●●●●さんは高齢の為、●●の●●さん夫婦が耕作を行うと聞いています。従事日数につきましても●●の●●さんが年間250日、●さんの●●さんも年間250日従事しております。 譲渡人の●●さんにつきましては、畑まで通うことなど管理が困難ということで、今回申請するとのことでした。以上、議案第38号の調査報告とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 事務局	斉藤 健次委員、調査報告ご苦労様でした。 議案の詳細な説明を事務局よりお願いします。 議案第38号の参考資料をお開きください。 申請者、申請場所は説明のとおりです。申請理由は所有権移転です。 調査報告にありましたとおり、譲受人の●●●●さんにつきましては●●●●●の民間開発に関する代替えとして自宅から近い申請地の農地を譲り受けたいということで、今回取得するための申請をするものです。一方、譲渡人の●●さんにつ

議 長 議 長 事務局	きましては現在●●●●に住んでおり、当該畑まで通うのは困難であることから、耕作できる●●さんに所有権移転をいたしたく、申請があがって来たものです。 ●●●さんについてですが、高齢のため、実質的には●●●●さんが耕作を行うということですが、●●●さんの所有地につきましては、資料の５番に記載がありますとおり、自作地が6,994㎡・貸付地が1,761㎡併せて8,755㎡あります。これから1,094㎡の取得を行いますので、経営地合計は8,088㎡（自作地＋申請地）となります。 一方貸付についてですが、利用集積で●●●丁目の●●さんにお貸ししています。譲渡人の●●●●さんにつきましては、千葉市に住んでいる関係で、実際この土地を耕作しておりませんでした。そのようなことで今回、●●さんに譲るということで習志野市に申請がありました。 次に●●さんの農家従事日数ですが、斉藤委員さんの説明にありましたが年間250日で一生懸命従事されていることになります。 農機具等の保有状況につきましては、倉庫・作業場・トラクター・自動車・耕運機とお持ちです。この土地の営農計画ですが、根菜、葉物等栽培することで収益 ●●●, ●●●円・生産経費肥料等で●●●, ●●●円、利益が●●●, ●●●円になります。 通作距離につきましては、●●kmで自宅から●分ほどになります。 この土地につきましては、従前、耕作できる状態ではなかったのですが、今回の現地調査でお分かりのように、きちんと耕作できるような状態にして●●さんが引継ぐということになります。以上です。 それでは、質疑に入ります。 議案第38号について、質問等のある方は、挙手願います。 何かございますか。 皆さんで現地を見た時に若干赤土があったり、草が生えていたりしていましたが、本人も納得しているし、ここで好きな畑をやること出来ればと思っている様です。場所的には皆さんご存知だと思いますが、年に数回草刈りをして、若干作物も作っていたようです。ご質問等ありますか。 事務局、補足説明等ございますか。 先ほど参考資料5番で説明させていただきましたが、貸付地が1,761㎡ございま
----------------------------------	--

議 長	す。通常、農地法３条等で借りたり買ったりする場合、まず、自分の持っている土地を優先しましょうよということが本来でございます。ですから耕作放棄地があればそこをまずきれいに農地にしなければならない。 貸している土地があれば、そこを返してもらってそれでも足りなければ次へという話になるのですが。こちらについては、先ほど利用集積で農地を貸付していると報告しましたが、利用集積が開始されたのは平成 20 年度からですので、それ以前の場合は相対で親の代から土地を貸していたということもあり、今更返してほしいと言えない状況で、この農地につきましては、そのまま貸している状態で、買うことや借りることはやむを得ない理由なのかなという判断で、今回は貸付地も含んで、なおかつ購入するという申請を受けたものです。 このように、やむを得ない理由がある場合は仕方がないことをご配慮願えればと思います。 質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 許可することに賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成 を持ちまして、 議案第 38 号は許可することに決しました。 よって、本案件につきましては、本日付けで許可書を 発行いたします。 続きまして、議案第 39 号の 農用地利用集積計画第 2 号（案）について 事務局より議案説明をお願いします。								
事務局	議案第 39 号 農用地利用集積計画第 2 号（案）について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より 農用地利用集積計画第 2 号（案）の提出があったので意見を求める。 平成 24 年 9 月 24 日提出 1. 申請地の所在、面積 <table data-bbox="678 1803 1276 1982"> <tr> <td>習志野市●●●丁目●●●●番</td> <td>5 5 8 m²</td> </tr> <tr> <td>習志野市●●●丁目●●●●番●</td> <td>2 0 7 m²</td> </tr> <tr> <td>習志野市●●●丁目●●●●番●</td> <td>2 2 m²</td> </tr> <tr> <td>(合 計)</td> <td>(7 8 7 m²)</td> </tr> </table>	習志野市●●●丁目●●●●番	5 5 8 m ²	習志野市●●●丁目●●●●番●	2 0 7 m ²	習志野市●●●丁目●●●●番●	2 2 m ²	(合 計)	(7 8 7 m ²)
習志野市●●●丁目●●●●番	5 5 8 m ²								
習志野市●●●丁目●●●●番●	2 0 7 m ²								
習志野市●●●丁目●●●●番●	2 2 m ²								
(合 計)	(7 8 7 m ²)								

議 長	りますので、今回も同様に３年間ということです。 次の５番目の農家台帳上の所有地ですが、●●●●●さんにつきましては、畑の所有面積の 8,387 ㎡の内区画整理内に、8,100 ㎡ございまして、実際には 287 ㎡となります。その他に利用集積で●●●丁目 ●●●●●さん、●●●丁目 ●●●●●さん、今回の●●●●●さんで３件利用集積を行っております。一方、●●●さんにつきましては所有農地が 3,495 ㎡で貸済農地が 2,640 ㎡、経営地が 626 ㎡となります。 次の従事状況ですが、●●●●●さんの世帯では、●●●●●さん、●●●さん、●●●さん、●●●さんが農業に従事しております。 次に農機具等につきましては、記載のとおりとなっております。 事務局からは以上です。 ありがとうございます。 続いて、質疑に入りますが、ご質問等のある方は挙手願います。 村山委員さんいかがですか？
村山委員	特にないです。
議 長	質問等も無いようでございますので、採決に入ります。 議案第 39 号の農用地利用集積計画第 2 号（案）について許可することに賛成の方は挙手願います。 ありがとうございます。 全員の賛成 を持ちまして、 議案第 39 号の農用地利用集積計画第 2 号（案）は許可相当と決しましたので、事務局は習志野市長に対し回答してください。 続きまして、議案第 40 号の農用地利用集積計画第 3 号（案）について事務局より議案説明をお願いします。
事務局	利用集積ですが 3 号案ということで説明させていただきます。 議案第 40 号 農用地利用集積計画第 3 号（案）について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第 3 号（案）の提出があったので意見を求める。 平成 24 年 9 月 24 日提出

議 長	1. 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番● 2, 9 9 5 m² 2. 権利の内容 使用貸借権設定 3. 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● 譲渡人 習志野市●●●●丁目●●番●号 ●● ●● 以上でございます。 事務局ご苦労様でした。 この案件も、先程と同様の農用地利用集積で期間満了に伴い 継続申請でございます。 こちら、現地調査は省略させていただきました。 事務局で写真を撮っていますので、廻しますからご確認ください。 写真を見ながら、事務局より補足説明をお願いします。
事務局	それでは議案第 40 号の参考資料をお開きください。 写真をお廻ししますのでご覧ください。 譲受人、譲渡人につきましては、説明のとおりです。 譲渡人の●●さんにつきまして報告させていただきます。
事務局	この土地につきましては、先ほどの利用集積と同じように 3 年間の利用集積が 終了となりましたので、新たに平成 24 年 10 月 15 日から 3 年間の更新の議案でご ざいます。 写真を見ると次の案内図と公図の位置関係を見ていただきまして、場所は、●● ●●●●に行く途中の細い道を左に入った所になります。 その中に 2, 995 m²の所有地がありますが、手前に作業小屋が建っております。 その部分は除いた部分を実際の面積より若干小さくなると思いますが使用貸借す るということでお貸しすることになります。 次に所有状況ですが、●●さんにつきましては田が 1, 006 m²。これは●●●区● ●●●●丁目にあり、畑については所有地が 7, 179 m²に今回 2, 995 m²借入をして 10, 174 m²、田を加えますと実経営面積は 11, 180 m²という状況です。 一方、●●さんにつきましては、所有地 4, 542 m²、貸済農地 2, 995 m²で経営地が 1, 547 m²となります。 従事日数等につきましては、●●●●さん 300 日、●●さん 250 日、 ●●さん 250 日です。

議 長	農機具等の保有状況は記載のとおりです 以上です。 続いて、質疑に入りますが、ご質問等のある方は挙手願います。 この案件も、先程と同様の農用地利用集積で期間満了に伴い 継続申請でございますので、問題はないかと思いますが 質問等ございませんか？ 質問等も無いようでございますので、採決に入ります。 議案第 4 0 号の農用地利用集積計画第 3 号（案）について 許可することに賛成の方は挙手願います。 全員の賛成 を持ちまして、 議案第 4 0 号の農用地利用集積計画第 3 号（案）は許可相当と 決しましたので、こちらも事務局は習志野市長に対し 回答してください。 続きまして、議案第 4 1 号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願いについて」 事務局より、議案の朗読を願います。
事務局	議案第 4 1 号
事務局	相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について 下記の通り租税特別措置法 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための証明願 いの提出があったので、証明について審議を求める。
	農業委員会受付日 平成 24 年 9 月 24 日 申 請 日 平成 24 年 9 月 6 日 【被相続人・相続人に関する事項】 【被相続人】 住 所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏 名 ●● ●● 職 業 農 業 相続開始年月日 平成●●年●●月●●日 生前一括贈与有無 無

	所有農地面積5,837㎡ 被相続人が経営者でない場合の経営者無 【相 続 人】 住 所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏 名 ●● ●● 職 業 農 業 生 年 月 日 昭和●●年●●月●●日 被相続人との関係 ●● 同居・同居の別 同居 相続開始前農業従事の有無 有 年間従事日数 200日 【特例適用農地等】 <table><tr><td>習志野市●●●丁目●●●●番</td><td>1,305㎡</td><td>市街化区域農地（生産緑地）</td></tr><tr><td>習志野市●●●丁目●●●●番</td><td>671㎡</td><td>〃 〃</td></tr><tr><td>習志野市●●●丁目●●●●番</td><td>829㎡</td><td>〃 〃</td></tr><tr><td>習志野市●●●丁目●●●●番</td><td>1,669㎡</td><td>〃 〃</td></tr><tr><td>合計面積</td><td>4,474㎡</td><td></td></tr></table> 以上でございます。	習志野市●●●丁目●●●●番	1,305㎡	市街化区域農地（生産緑地）	習志野市●●●丁目●●●●番	671㎡	〃 〃	習志野市●●●丁目●●●●番	829㎡	〃 〃	習志野市●●●丁目●●●●番	1,669㎡	〃 〃	合計面積	4,474㎡	
習志野市●●●丁目●●●●番	1,305㎡	市街化区域農地（生産緑地）														
習志野市●●●丁目●●●●番	671㎡	〃 〃														
習志野市●●●丁目●●●●番	829㎡	〃 〃														
習志野市●●●丁目●●●●番	1,669㎡	〃 〃														
合計面積	4,474㎡															
議 長	次に、調査報告を申請地区の代表といたしまして、 6番 斉藤 健次委員からお願いいたします。															
斉藤委員	議案第41号 相続税の納税猶予適格者証明書の証明願いについて現地報告を いたします 調査は9月14日に申請者側から、●● ●さん立ち会いのもと農業委員13名 と事務局2名で行いました。															
斉藤委員	場所は、案内図にあるとおり、●●●丁目の●●●●の近くにあります。 ●●●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなられ●●家は●●さん、●●●さ んが農業に従事しております。申請のありました畑は自宅に近くハウス栽培や 根菜、葉物野菜を栽培しているそうです。 農業従事日数も●●さん200日、●さん300日と多く、農地の管理も大変良 好です。相続税の納税猶予適格者として証明することに問題はないと思います。 以上で、現地報告を終わります。 皆様でよろしくご審議のほどお願いいたします。															

議 長	齊藤委員、調査報告ご苦労様でした。 事務局、補足説明等ありますか？
事務局	場所ですが案内図にありますように、●●●●の上の土地でございます。 4筆で合計しますと4,474㎡あります。●●●●さんが、平成●●年●月●日に亡くなられた時の所有農地は5,837㎡あります。この4,474㎡との差については次の42号・43号議案で、生産緑地の買取り申し出等の議案のなかで出てまいります。●●●丁目が823㎡・●●●丁目540㎡ 差額の1,363㎡がこの差になります。すべて今回の議案で5,837㎡を届出ることになります。その中で納税猶予の適格者資格証明を必要とするのが、●●●丁目の農地ということでございます。今回、●●●●さんの養子という事で●●●さんが相続をすることで、申請になりました。相続税の申告期限につきましては、亡くなられた日から、10か月以内ということで、来年の●月●日が申告期限になりますのでそれまでに納税猶予の適格者資格証明を請求いただいて証明が出たら税務署へ提出いただいて納税猶予を受けるという流れになります。 私からは、以上です。
議 長	審議等に移りますが、議案第41号に対しまして、質問等のある方は挙手願います。 合間委員、何かございますか？
合間委員	少し、離れてますので
議 長	佐々木委員、何かありますか？
佐々木委員	特にないです。
議 長	相原委員、何かありますか？
相原委員	特にないです。
議 長	質問がないようですが、事務局、補足説明ありますか
事務局	特にはないのですが、この案件について、農地は農地として、これからも継続して、使っていただけるという内容のものですので、農業委員会としてはありがたいなと思います。農地として確保できるという事になります。そのことを踏まえてご審議いただければと思います。

議 長	質問等も無いようでございますので、採決に入ります。 議案第 4 1 号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願いについて」 証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。 全員の賛成 を持ちまして 議案第 4 1 号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願いについて」は 本日付けで証明書を発行することにいたします。 事務局は、手続きをお願いします。 続きまして、議案第 4 2 号 『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて』 事務局より、議案の朗読を願います。
事務局	議案第 42 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 下記の通り生産緑地法第 10 条の規定に基づき農業の主たる従事者について証明願いの提出があったので、証明について審議をする。 【提 出 日】 平成 24 年 9 月 24 日 【申 請 者】 住 所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏 名 ●● ●● (●●歳) 続柄 (●●) 【買取り申し出事由の生じた者】 住 所 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏 名 ●● ●● 申請人との続柄 ● 生 年 月 日 大正●●年●●月●●日 【買取り申し出予定生産緑地】 所 在 ・ 地 番 習志野市●●●丁目●●●●番● 登 記 地 目 畑 現 況 地 目 畑 地 積 540 m² (登記地積) 【申し出事由】 平成●●年●月●日に● (●● ●●●) 氏の死亡により、生前に耕作してい
事務局	

議長	『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて』 証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。 全員の賛成 を持ちまして 議案第 4 2 号 『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて』 は、本日付けで証明書を発行することにいたします。 事務局は、手続きをお願いします。 続きまして、議案第 4 3 号 『生産緑地のあっせんについて』を議題といたします。 事務局、議案第 4 3 号の説明をお願いします。
事務局	議案第 43 号 生産緑地にあっせんについて 【所 在 地】 習志野市●●●丁目●●●番● (●●第●生産緑地地区) 【申 請 者】 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● 【面 積】 823 m² (約 249 坪) 【買取り希望価格】 ●●●●●●●●円 m²単価 約 ●●●, ●●●円 坪単価 約 ●●●, ●●●円 【用途地域】 第一種住居地域 (建ぺい率 60%・容積率 200%) 【当初の申し出事由】 平成 24 年第 7 回総会 (7 月)において、議案第 35 号で、●●●●で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、許可相当と決し証明書を発行いたしました。 【期 限】 平成 24 年 10 月 23 日 (火) までに回答 こちらについては。今回あっせんということで皆さんが地元に戻って農家の方が買取りをするかしないかの希望を踏まえて、来月の総会でその結果を聞き取りで 10 月 23 日の回答には間に合うかと思います。 【備 考】 生産緑地法第 10 条の規定に基づき、平成 24 年 7 月 26 日付けにて、所有者により市に対して生産緑地の買取り申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買取り希望がありませんでした。 よって、同法第 13 条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会および

	ＪＡ千葉みらい習志野支店にあっせん依頼が来たものです。 次回（１０月）の総会で、あっせん結果の報告を求めることになりますので、よろしくお願いします。 以上です。
議 長	この案件については、７月総会の時に現地調査を行っていますので、現地調査は行っていません。 回答期限が１０月２３日ですので、来月総会で皆様より地域の農業者で買取り希望者の結果を聞きますのでよろしくお願いします。 続きまして、議案第４４号『生産緑地のあっせん結果について』事務局より、議案説明を求めます。
事務局	議案第４４号 生産緑地のあっせん結果について 平成２４年８月２１日開催の平成２４年第８回総会、議案第３７号において審議し地域農業者に生産緑地のあっせんを依頼し、その結果の報告を求めるものでございます。 【生産緑地の申請地】 ① 習志野市●●●●丁目●●●●番● 363 ㎡ 畑 （●●●●第●生産緑地地区） ② 習志野市●●●●丁目●●●●番●の一部 112 ㎡ 畑 （●●●●第●生産緑地地区） 合計面積 475 ㎡ 買取り希望額 ●●●●●●●●●●円（●●●●, ●●●●円／坪あたり） 尚、回答期限につきましては、本日、９月２４日でございますのでこの証明をもって市へ報告させていただきます。以上でございます。
議 長	この議案第４４号案件は、先月（８月）の総会で、『生産緑地のあっせんについて』議案第３７号で農家の方々に農業委員会を通して依頼があり、その結果を本日みなさより、ご報告いただくものです。それでは、各地区の委員さんよりご報告お願いします。 ．．．．全委員に意見を求めるが特になし．．．．．
合間委員	この坪単価はどういう基準で決めるのかね。

事務局	周囲の不動産価格を参考にするとかなのか？ 農地で●●●, ●●●円はないでしょう。 ご本人の希望価格です。 これは、あくまでも買取希望額なので、たとえば市が買うとなると 2 社の鑑定をやらなければいけなく、当然不成立となって買えない。農家の方が買うとしたらもう一度交渉することは可能ですよね。基盤強化促進法で買えば 800 万円の控除を受けられてそれを踏まえれば、若干税金分が下げてもらえるのかとは思いますが、あくまでも後は、参考価格としてとらえて下さい。農家の方が買ったからと言って生産緑地に指定されているのが、平成 4 年ですから 30 年で生産緑地というのは見直し、あるいは廃止になると思いますが、それにしても 10 年から農地として管理して行くことになります。 只今、各地区委員の皆様より報告をお聞きいたしました^が 議案第 4 4 号につきましては、買い取り希望者が『いない』と判断いたします。よって事務局は、総会終了後、市長に対し丁重に回答 願います。 続いて、議案第 4 5 号に移ります。 総会冒頭に追加議案として、本日、皆様の席に議案書を配布してありますが、習志野市市有財産調査委員の任期が 1 0 月 7 日で満了となるため、新たに委員を推薦するため議案といたしました。 事務局より、議案説明をお願いします。 議案第 45 号 習志野市市有財産調定委員会委員の推薦について 習志野市長より依頼があったので、委員の推薦について審議を求める。 推薦委員 3 名 任 期 1 年間 機 関 平成 24 年 10 月 8 日～ 平成 25 年 10 月 7 日 現委員は、田久保武士委員、塩田幸太郎委員、斉藤健次委員が務めておりますが 10 月 7 日をもって任期満了となるため、習志野市市有財産調査委員会条例第 3 条の規定に基づきまして、委員を推薦するものでございます。 以上でございます。
議 長	
事務局	

議 長	習志野市市有財産調査委員の推薦についてですが 如何いたしましょうか？ 3名の委員さんにはご苦労いただきましたが、 どなたか、良い案がございましたら・・・・・・・・ 飯生 良委員いかがですか
飯生良委員	委員さん達に、差し支えなければ再度やっていただいたらどうでしょうか
議 長	今、飯生 良委員さんからご意見いただきましたがどうですか
事務局 斉藤委員	ご本人の意見も聞いたらどうでしょう。 いろんな人にやっていただいた方がいんじゃないですか
田久保委員	もう、4年やっていますので他の方をお願いできればと思います。
議 長	事務局、何か方策はないですか
事務局	今、2期目の委員さんと1期目の委員さんで組んでおります、去年改正になりましたので全部1期目というわけにもいかないということで、ベテランの委員さんにも入っていただきました。1年経過していますのでどのような編成にするのかについては皆さんにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	それでは、田久保委員、調査委員はどんなことをやっているかを報告いただけますか
田久保委員	資料がないので、うまく言えないですが、年間2回から4回ほど会議があり、市有地を売却したり、公共施設の民間委託についてなどの問題について、意見交換をします。メンバーは農業委員が3名、有識者の方が3名ほど、市議会議員など10名ぐらいですかね。
議 長	大変申し訳ないですが、3名の委員さんいかがですか お忙しい中、年2回から4回会議があるということですが 継続ということでいかがでしょうか それでは3名の方をお願いします。
飯生良委員	では、来年に交代するという事でいかがでしょうか

議 長

それでは、もう１年お願いして来年交代するということで
議案第 45 号につきましては、継続で、田久保武士委員、
塩田幸太郎委員、斉藤健次委員で決定ということで報告をお願いします。

続きまして、報告第 17 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理通知

並びに、報告第 18 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出書の受理通知

につきましては、皆様既にご確認いただいていると思いますが、
ご質問等のある方は、挙手願います。

質問等が無ければ、これを持ちまして

平成 24 年第 9 回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労様でした。